

令和7年2月27日
市民局市民協働推進課

「特定非営利活動促進法施行条例等施行規則」及び
「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則」の
一部改正に関する意見公募要領

「特定非営利活動促進法施行条例等施行規則」及び「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則」の一部改正にあたり、広く市民の皆様からご意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 ご意見公募期間

令和7年2月27日（木）から令和7年3月28日（金）まで（必着）

2 ご意見提出方法

次のいずれかの方法により、横浜市市民局市民協働推進課意見公募担当あてにご提出願います。

なお、ご意見を正確に把握する必要があるため、お電話によるご意見の提出には、対応しかねますので、ご了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：sh-npo@city.yokohama.lg.jp

横浜市市民局市民協働推進課 意見公募担当あて

※メールの件名を「意見公募」としてください。

(2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市市民局市民協働推進課 意見公募担当あて

(3) F A Xの場合

F A X番号：045-223-2032

横浜市市民局市民協働推進課 意見公募担当あて

3 注意事項

(1) ご意見は、「意見提出書」に日本語でご記入ください。

(2) いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねます。

(3) いただいたご意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性があります。

(4) 個人情報とは適正に管理し、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(5) その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従って適切に取り扱います。

4 ご不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市市民局市民協働推進課 意見公募担当

電 話：045-671-4737 F A X：045-223-2032

※電話や口頭によるご意見の受付及び回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。